

あなたの国民年金

パート4

遺族基礎年金

……働き手を亡くした
母子または遺児に
支給されます……

遺族基礎年金を受けるには、死亡した方が
下記のいずれかに該当したとき

- ① 保険料を納めた期間が（免除期間を含む）加入期間の3分の2以上あること。
- ② 老齢基礎年金を受けられる（原則として25年）資格があること。
- ③ 特例として
昭和71年4月1日以前に死亡した場合は、最近の一年間に保険料の納め忘れがないこと。

年金額は

母子の受ける遺族基礎年金

子供が1人いる妻	815,300円
子供が2人いる妻	1,003,400円
子供が3人いる妻	1,066,100円

父母を亡くした子の受ける遺族基礎年金

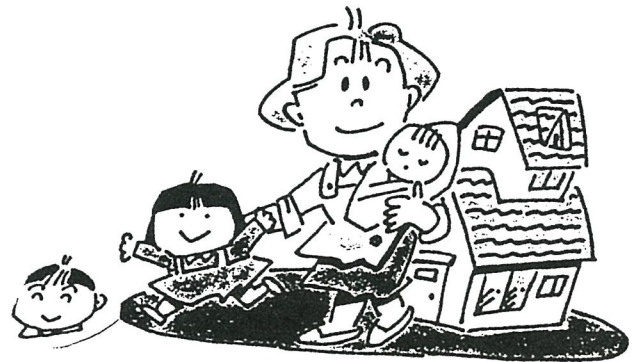
1人のとき	627,200円
2人のとき	815,300円
3人のとき	878,000円

いつまで受給できるか

死亡した翌月から、子供が18歳になるまでの期間、
子供が障害者の場合は、子供が20歳になるまで。

くわしいことは、役場住民福祉課年金係 ☎84-1211
へお問い合わせください。

——しあわせも いっしょにかける 国民年金——



納めていて よかった!!

B子さんは、自営業を営む夫（42歳）をガンで亡く
しました。遺族基礎年金の手続きに役場へ来ました。
B子さんは38歳、子供は13歳・9歳・5歳の3人でし
た。



B子さんの夫の国民年金の記録を見ると、厚生年金
期間が3年、国民年金が19年、合計22年保険料は納付
済でした。

B子さんの遺族年金は基本の 627,200円に、子供の
加算が 438,900円（1人目 188,100円+2人目188,100
円+3人目62,700円）合計 1,066,100円になりました

B子さんは「苦しい生活の中から国民年金を納めて
いてよかった」としみじみ語っておりました。

ご存知ですか？ サラリーマンの奥さん

サラリーマンに扶養されている奥さんは、保険
料を個別に納めなくても、将来年金を受給できる
ようになりました。

夫の給料から妻の保険料が天引きされるわけ
ではありません。夫の加入する年金制度全体として
負担するしくみです。そのためには、届出が必要
です。7月31日までに申し出ないと、未納として
あつかわれる場合があります。今一度お確かめく
ださい。

姉妹町—松田町へのバスツアー

5月号の広報やチラシ、有線
などでお知らせしたバスツア
ーの宿泊地が、都合により熱
海市「ホテル静観荘」から伊
東市「ホテル川良」に変わ
りました。これに伴ない、コ
ースなども多少変更になりま
す

ので、あらかじめご了承ください。

なお、バスツアーについて
のお問い合わせは、役場企画
財政課企画係でお受けして
います。

☎④1211 内線124

